

# 教育委員会会議録

( 臨時会 )

平成29年3月22日開催

さいたま市教育委員会

- |   |         |        |                 |       |
|---|---------|--------|-----------------|-------|
| 1 | 期       | 日      | 平成29年3月22日(水)   |       |
| 2 | 場       | 所      | 教育委員会室          |       |
| 3 | 開       | 会      | 午後1時00分         |       |
| 4 | 出       | 席      | 委員              | 大谷幸男  |
|   |         |        | 委員長             | 石田有世  |
|   |         |        | 委員長職務代理者        | 平澤奈古  |
|   |         |        | 委員              | 野上武利  |
|   |         |        | 委員              | 武田ちあき |
|   |         |        | 教育長             | 稲葉康久  |
|   |         |        | ※武田委員は午後1時10分入室 |       |
| 5 | 議場      | に出席した者 |                 |       |
|   |         |        | 副教育長            | 村瀬修一  |
|   |         |        | 管理部長            | 久保田章  |
|   |         |        | 学校教育部長          | 五十嵐圭一 |
|   |         |        | 参事兼高校教育課長       | 榎拓治   |
|   |         |        | 教育総務課長          | 西林正文  |
|   |         |        | 教職員課長           | 渡邊祐子  |
| 6 | 会議録署名委員 |        | 石田有世            |       |

## 7 議事等の概要

- 大谷委員長                    それでは、ただいまから教育委員会会議を開会いたします。  
本日は、傍聴を希望する方は、いらっしゃいますか。
- 書記                            いらっしゃいません。
- 大谷委員長                    本日の会議録の署名委員は、石田委員にお願いいたします。  
ここで教育長から発言があります。
- 教育長                         本日の会議に教育長報告第3号「さいたま市教職員（管理職）の人事について」を追加提出いたします。
- 大谷委員長                    本日の議事につきまして、報告第1号から3号までは人事に関する案件であることから、非公開とすることをお諮りしたいと思いますが、委員の皆さんいかがでしょうか。
- 異議なし。
- それでは、出席委員全員の賛成をいただきましたので、ただ今申し上げます。非公開といたします。
- 本日の会議の順番ですが、まず公開案件である議案第21号、続いて非公開案件である報告第1号、2号、3号の順で審議を行います。
- 議案第21号                    さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- 大谷委員長                    議案第21号につきまして、事務局から説明をお願いします。
- 教育総務課長                   議案第21号「さいたま市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」について御説明します。
- 平成29年度の教育委員会事務局組織におきましては、主要施策に的確かつ重点的に対応できるよう、事務局内部組織に課相当の「室」の設置、「課内室」及び「係」のスクラップ・アンド・ビルトを行うものです。
- それでは、議案書2ページをお開きください。
- 学校教育部におきまして「教職員課」を「教職員人事課」に改める

とともに「管理・給与係」を「管理係」と「給与係」に分けます。これは、本年4月からの県費負担教職員の給与負担等が移譲されることに伴う新たな事務に対し適切に対応できるようにするため組織体制を整えるものです。なお、これに伴い準備事務を担当してきた「教職員企画室」は廃止します。

続いて指導2課におきましては、現行「教育相談係」「特別支援係」「生徒指導対策係」の3係体制を大きく見直します。まず、現行の指導2課は生徒指導を担当する課として、「生徒指導対策係」「生徒指導支援係」の2係体制とします。また、教育相談につきましては、平成30年の開館に向けて整備を進める「(仮称)さいたま市子ども総合センター」の開設に向け、関係する組織を段階的に整備するため、課相当組織として「総合教育相談室」を設置し、「管理運営係」と「相談係」を設けます。さらに「特別支援教育」につきましては共生社会の形成を目指し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進のため指導1課内の課内室として改組します。

続いて生涯学習部の「文化財保護課」におきましては、現行の2係に「史跡整備係」を加え、3係体制とするものです。

次に、議案書の3ページから5ページを御覧ください。新組織における事務分掌ですが、事務事業の終了などによる見直しや文言整理の他は、移設後の組織が移設前の組織の事務分掌を引継ぐ形としております。最後に、議案書の5ページを御覧ください。第6条以下におきまして課相当の「室」の規定を設けるほか、第6条及び第7条におきましては新たな管理職である「主席管理主事」「主席指導主事」の設置規定を設けます。施行は平成29年4月1日です。

御審議の程よろしく申し上げます。

大谷委員長

「教職員課」が「教職員人事課」という名称に変更する意図は何か。

教育総務課長

4月1日から県費負担事務が移譲されるに伴い、給付負担事務に適切に対応するため、教職員課では管理・給与係であったものを、教職員人事課では給与を専門に担当する給与係を組織することで、人事主管課であることを明確にすることを意図しております。

大谷委員長

管理係とは何をやる係ですか。

教職員課長

課内の管理事務のみならず、学校の管理事務も行います。研修や学校管理訪問、校長、教頭の学校などの管理状況の把握ということ考

えております。

大谷委員長                    スタッフには校長経験者や教頭経験者を集めるのですか。

教職員課長                    教頭経験者は入っています。

大谷委員長                    学校経験者は何人位入る予定ですか。

教職員課長                    7名を予定しております。

大谷委員長                    7名を学校から集めるのですか。

教職員課長                    教職員企画室からも係員として配置します。

大谷委員長                    他に今回の組織改正の目玉はありますか。

教育総務課長                    指導2課の3係体制を2係体制とし、課相当組織として総合教育相談室を設置し、管理運営係と相談係を設けます。これは、現在指導2課が担当している所掌事務が質、量共に過大になっていることや「(仮称)さいたま市子ども総合センター」の開設準備を、指導2課単独で担当するのは難しいことから改組しました。

大谷委員長                    指導2課の「生徒指導対策係」や「生徒指導支援係」の違いは何ですか。

副教育長                        生徒指導には、暴力行為など問題行動等への対処と健全育成を図る積極的指導、この2つがあります。「生徒指導対策係」は主に児童生徒の事故、問題行動などに対応する係になります。「生徒指導支援係」は、例えばいじめ防止シンポジウムや保護者向けの啓発活動などを行う係になります。

大谷委員長                    係員の割合はどの程度でしょうか。

副教育長                        指導主事を8名配置し、うち生徒指導対策係は5名、生徒指導支援係は3名です。ただし、事案が生じた場合には、課全体で取り組むなど臨機応変に対応可能な体制としています。

大谷委員長                    指導1課に特別支援教育室が新設されるようですが、指導2課内で

課内室としなかった理由を教えてください。

副教育長 現在の特別支援教育は、障害がある児童生徒を囲うようにするのはなく、通常学校との交流を積極的に行うことが重要となります。その際、教育課程が深く関わりますので、教育課程を担当する指導1課の課内室とした方がより適切であろうとのことで指導1課の課内室としました。

大谷委員長 主席管理主事や主席指導主事の職位はどのようなものですか。

教育総務課長 教頭職の者が教育委員会に来た場合、学校では管理職をしておりましたので、事務局に置かれる管理職である副参事というような形で任用しておりましたが、市長事務部局に置かれる副参事との整合性や埼玉県教育委員会事務局の職位を参考に設置するものです。

石田委員長職務代理者 確認ですが、教職員人事課の所掌事務に「高等学校に勤務する者を除く」とありますが、高等学校の教員は既に市費だからですか。

管理部長 そのとおりです。高等学校の教職員人事を担う高校教育課は来年度も存続しますので、教職員人事課の所掌事務から除いていることを明記しています。

大谷委員長 それでは、原案のとおりとしてよろしいですか。

各委員 異議なし。

大谷委員長 出席委員全員の賛成により、議案第21号は原案のとおり可決されました。

報告第1号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

報告第2号 さいたま市教育委員会事務局及び教育機関の課長（課長相当職を含む。）以上の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

報告第3号 さいたま市教職員（管理職）の人事について

<非公開案件につき内容は省略>

8 閉 会 午後1時50分